

【長崎東公園】

所在地	長崎市戸石町 194-7 ほか
電話番号	095-830-2011
FAX 番号	095-838-2012
ホームページ	https://www.nagasaki-eastpark.jp/



命名条件		「東公園」を含める																							
施設概要	施設構成	コミュニティ体育館、コミュニティプール、庭球場、運動場、多目的広場、ちびっこ広場																							
	竣 工 年	平成2年8月1日（供用開始）																							
	敷地面積	約 18.6 ヘクタール																							
	延床面積	コミュニティ体育館：5,010 ㎡、コミュニティプール：3,204 ㎡、庭球場：4,637 ㎡、運動場：8,700 ㎡、多目的広場：約 13,700 ㎡、ちびっこ広場：1,600 ㎡																							
	構 造	コミュニティ体育館：鉄筋コンクリート造 2 階建 コミュニティプール：鉄筋コンクリート造 2 階建																							
	開館時間	下記の表のとおり																							
		<table><tr><th>施設名</th><th>期間</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>コミュニティ体育館</td><td></td><td>午前 9 時～午後 9 時</td></tr><tr><td rowspan="3">コミュニティプール</td><td>7 月 20 日～8 月 31 日</td><td>午前 9 時～午後 8 時</td></tr><tr><td>9 月 1 日～7 月 19 日 の土日祝日</td><td>午前 10 時～午後 8 時</td></tr><tr><td>9 月 1 日～7 月 19 日 の平日</td><td>午後 1 時～午後 8 時</td></tr><tr><td>庭球場</td><td></td><td>午前 8 時～午後 9 時</td></tr><tr><td rowspan="2">運動場</td><td>3 月～10 月</td><td>午前 6 時～午後 9 時</td></tr><tr><td>11 月～2 月</td><td>午前 8 時～午後 9 時</td></tr></table>			施設名	期間	利用時間	コミュニティ体育館		午前 9 時～午後 9 時	コミュニティプール	7 月 20 日～8 月 31 日	午前 9 時～午後 8 時	9 月 1 日～7 月 19 日 の土日祝日	午前 10 時～午後 8 時	9 月 1 日～7 月 19 日 の平日	午後 1 時～午後 8 時	庭球場		午前 8 時～午後 9 時	運動場	3 月～10 月	午前 6 時～午後 9 時	11 月～2 月	午前 8 時～午後 9 時
		施設名	期間	利用時間																					
		コミュニティ体育館		午前 9 時～午後 9 時																					
		コミュニティプール	7 月 20 日～8 月 31 日	午前 9 時～午後 8 時																					
9 月 1 日～7 月 19 日 の土日祝日			午前 10 時～午後 8 時																						
9 月 1 日～7 月 19 日 の平日			午後 1 時～午後 8 時																						
庭球場			午前 8 時～午後 9 時																						
運動場		3 月～10 月	午前 6 時～午後 9 時																						
		11 月～2 月	午前 8 時～午後 9 時																						
休館日：12 月 29 日～翌年 1 月 3 日																									
利用状況	令和 5 年度 132,622 人 令和 6 年度 130,524 人 令和 7 年度 140,541 人																								
イベント 開催状況等	（主要な大会名をご記入ください） ・長崎県・市バトミントン協会主催大会 ・長崎県インディアカ協会主催大会 ・橘中学校区自治会連合主催 二十歳のつどい																								

		・ 地元保育園、幼稚園 運動会 ・ 各種スポーツ大会 開催（バレーボール、テニス、少年サッカー大会、少年ソフトボール、グラウンドゴルフ等）
施設の名称表示 （看板等）		【看板等の変更・新設】 ・ 敷地内（施設内）に複数ある既存の看板等は、いずれも愛称を付けた後の施設名称に変更することができますが、原状回復が困難な場合は変更できません。 ・ 屋外に新たに看板等を設置する場合には、屋外広告物法、長崎市屋外広告物条例等により設置できない場合があります。 ・ 看板等の変更、新設に当たっては、デザイン、設置場所等について施設管理者との協議が必要です。 ・ 変更、新設に要する費用及び契約満了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツパートナーの負担となります。
その他		

長崎市担当課	土木部土木総務課	電話番号	０９５－８２９－１１６２
		FAX 番号	０９５－８２９－１２２９
		電子メール	doboku_soumu@city.nagasaki.lg.jp